

農林物資規格調査会部会

平成 23 年 10 月 11 日

○箴島上席表示・規格専門官　ただいまより「農林物資規格調査会」の有機農産物等の部会を開催致します。私は事務局を担当させていただいております箴島と申します。部会長が選任されるまでの間、会の進行を務めさせていただきます。

まず部会の委員の皆様の紹介を致します。

(委員紹介)

本日、本委員の受田委員、専門委員のうち蒲生委員、澤木委員、仲田委員、波多野委員、堀江委員から所用により御欠席との連絡をいただいております。18 名中 12 名が出席されていますので、部会は成立しています。

部会は、規定により公開となっています。傍聴の方々を公募しましたところ、本日は 17 名の方に御出席いただいております。部会に出席して意見陳述を希望なさる方は、ありませんでした。

それでは、ここで表示・規格課長の光吉から一言御挨拶を申し上げます。

○光吉表示・規格課長　(挨拶)

○箴島上席表示・規格専門官　続きまして、資料の確認ですが、議事次第、委員名簿と座席表。資料 2「日本農林規格の見直しについて『有機畜産物』(案)」、資料 3「日本農林規格の見直しについて『有機飼料』(案)」、資料 6「JAS 規格の制定・見直しの基準」。参考資料として「有機関係統計資料」、委員には机上配付で「有機関係説明用資料」を置いています。

本日の議事概要は、御発言いただきました委員の方々のお名前を明記の上、後日、当省のホームページで公表いたしますので、御了解をお願いします。

本日の部会の部会長は、農林物資規格調査会令の規定に基づきまして、部会委員の皆様による互選により部会長をお決めいただくことになっております。部会長につきまして、どなたか御推薦いただけませんか。

○仲谷委員　JAS 調査会の本委員であり、有機関係にお詳しい丸山委員を推薦したいと思います。

○箴島上席表示・規格専門官　ただいま丸山委員を推薦するという御提案がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○箴島上席表示・規格専門官　異議がないようですので、丸山委員が部会長に選ばれました。これ以降の議事進行につきましては、丸山部会長にお願いいたします。

○丸山部会長　丸山でございます。部会長を務めることになりました。どうぞよろしくお願い致します。円滑な議事進行のため、皆様の御協力をどうぞよろしくお願い致します。

審議を始める前に、審議の留意事項について、事務局から御説明があればお願いいたします。

○箴島上席表示・規格専門官 事務局から説明をさせていただきます。資料6の「JAS規格の制定・見直しの基準」をご覧ください。この基準は、農林物資規格調査会でJAS規格の制定または見直しについて審議するに当たってのガイドラインということで、内部規定として定められているものです。

Iの「1 規格の性格の明確化」で、規格の制定または見直しについては、その性格を明確化した上で検討すると定められています。性格というのは、特色規格または標準規格ということで、下の(1)(2)に特色規格、標準規格はどのようなものかということが書かれています。その際、当該製品の生産状況、規格の利用実態及び国際的な規格の動向を考慮するとありますので、これらの点も御考慮いただいた上で御審議をいただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

有機畜産物の日本農林規格の改正案

○丸山部会長 それでは、議題の1つ目になりますが、有機畜産物の日本農林規格の見直し案について、ただいまより審議をしたいと思います。まず事務局から規格の見直し案につきまして、御説明をお願いいたします。

○島崎表示・規格課課長補佐

「有機畜産物の日本農林規格の見直しについて(案)」ということで「1趣旨」の記載があります。JAS規格の制定・見直しの基準で有機畜産物の日本農林規格については、特色規格の性格を有するものとして、今回見直しをしています。(この後、配布資料2について説明)

○丸山部会長 ここで審議の順番として、よくわからない、または明確にしたいという質問を先にして、その後で御意見を伺う形にしたいと思います。

○仲谷委員 2-4ページの(6)ですが、御説明では床の格子が改良されて、必ずしもストレスとならないように改善されていくとお聞きしたんですが、そうではなくて、格子そのもの自体が本来ストレスではなかったのか。それとも状況が改善されてストレスがなくなったのかというところで、削除の部分がかなり変わってくるのではないかと思います。

○島崎表示・規格課課長補佐 規格の中では、格子の大きさというのは決まっていません。FAMICの検討会において、非常に細かい格子もあり得て、そういう場合は、ストレスの対象にはならないのではないかと御議論もあって、それよりも突起物などのものがある方がよくないのではないかと言われていたと記憶しております。

また、私自身が見た限りでも、日本の中では格子構造の畜舎の実態があまりなくて、それでいいのではないかと考えているところです。

○加藤委員 2－5ページの第4条の表の（3）で、新しく入りました立木、林ですが、この程度については、何か目安等の議論は、検討委員会の方でされているでしょうか。

○島崎表示・規格課課長補佐 どれぐらいの大きさという議論があったとは記憶しておりませんが、ただ、当然のことながら、日光や雨が避け得るものという理解になろうかと思っています。

○有福委員 2－9ページの「（4）飼料の給与」の中の4行目、有機畜産用飼料の入手が困難な場合とありますが、困難というのはどういうことを想定しているのでしょうか。

そして、一定の割合が有機畜産用飼料以外の飼料を給与できる現行経過措置の規定を削除し、規格中に規定するとありますが、私としてはこの規定を削除することはなく、あえて規格中に入れることはないのではないか。現行の経過措置のままでいいと思います。

○島崎表示・規格課課長補佐 有機においては、畜産にかかわらず、農産物あるいは加工食品においても入手が困難という言葉は多々出てきます。その場合について、これだけということではなくて、当然価格面あるいは実際に販売されていない、つくられていない等もあり、価格面も十分に考慮され得るべきだと考えています。すごく高いものはほとんど手に入らないに等しいなども含まれると考えています。ただ、何倍だったらかさそういう制限は、現在どの規定においてもありません。それは我々あるいは認定機関の判断によるところだと考えています。

○有福委員 この問題に固執したいのですが、我々は現実に餌を認定しております。現実に認定事業者がそれを購入しているという事実は、ここで数年にわたってやってきたわけですから、我々にとっての困難というのは、認定事業者そのものをある面では否定することにつながってきますので、価格面だけで云々というのは、やめていただきたいと思います。

○米倉委員 2－42ページの薬剤のところですけども、オゾンの御説明をいただいたのですが、オゾンの物質の形態はオゾン水という液体なのか、気体なのかをお聞きしたい。

もう一点は、採卵鶏の一生のところで、別に配付された資料の中では、鶏の日齢で表示されていまして、規格の方では週齢で入っていますが、これは7日を1週ということによろしいのでしょうか。

○島崎表示・規格課課長補佐 7日を1週と考えています。机上資料は、特に消費者委員の皆さん方は期間というものが把握できないだろうと思って、規格とは関係なくほかの資料から持ってきました。その辺は言葉が一致していないと考えています。

それから、オゾンについては、実際に使用されるのはオゾン水かもしれませんが、オゾンそのもののことを我々は想定して、ここに書いております。

- 野々山委員 2-14 ページの2の治療に関してなのですが、改正案は2、3、4という規定があるのですが、それは2がだめなら3、3がだめなら4、4がだめなら5ととらえるのか、それとも重病の場合は、いきなり抗生物質を打っていいのですか。
- 島崎表示・規格課課長補佐 基本的には段階的にと考えています。つまり3、4、5と下りてきて、最後の手段として、抗生物質が使用可能ですという理解で考えています。ただ、明らかに抗生物質でないと治らないものがわかっている場合は、当然抗生物質を使用するケースはあろうかと思っています。
- 丸山部会長 補足しますと、2-28の2の考え方については、薬を使うとオーガニックになるのに難しいということがあって、病気なのに苦しんでいるのをそのまま見過ごして、オーガニックにしようという事業者が仮にいたとすれば、それは動物福祉の観点からおかしいのではないかと。だから、病気をしているものは適切に治療をしましょうというのがこの趣旨といたしますか、そういうことだと理解しています。
- 河道前委員 2-20 ページです。3の(1)の別表1の中の左側を見ていきますと「塩化加里」があります。「加里」というのは、漢字ですが、一般的には片仮名がわかりやすいと単純に思ったのですが、そういうことは特に考えなくてもいいのでしょうか。
- 島崎表示・規格課課長補佐 肥料登録上は漢字となっているので、そのまま使っています。
- 仲谷委員 2-17 ページで、10の家畜または家さんと接触しないように管理を行うという前規定は、どういう場合を想定された規定だったのかをお教えいただきたいと思います。
- 島崎表示・規格課課長補佐 正直言うと、わかりません。申し上げたように、それが接触したら、突然有機でなくなるということは考えられない。ただ、混合して有機の家畜がわからなくなるというのは問題ですので、それは勿論防ぐのですけれども、接触禁止はあえて必要がないのではないかという議論で削ったということです。
- 仲谷委員 他の規定の中で、管理飼育という状態をどこで規定していますか。
- 島崎表示・規格課課長補佐 有機と混ざらないようにというのは、規格というよりも、認定の技術的基準というのが別途つくられています。そういうところにはかなり厳しく分離するようにと書かれているので、そこで現状守られていると考えています。
- 特にと畜業者の方々は大変御苦労されていて、有機のものと畜する場合には、通常は朝一番に有機のものと畜するという形で行われています。一般の牛が入ってきて、接触したらもうだめなのかということはない。現行規格では接触したらだめみたいに読めるので、そこはちょっと違うのではないかと議論でこれは削っているということです。
- 阿部委員 要するにオーガニックを行う事業者が、こういう形でコンベンショナルと両方飼うということはある得ないという前提で考えていいのではないかと。ということが1つです。

それから、FAMIC の会議では、動物福祉に関する先生がおっしゃったのですが、実態を見ると、接触したからすぐにオーガニックでなくなるようなことはあり得ないから、この規定自体が意味がないのではないだろうか。多分コーデックスの元のところでは、たまたま両者を混合して、要するに混じってしまうということ防止しようということを入れているのではないかということです。日本で考えた場合には、これはなくてもいいだろうという理解で私も FAMIC の会議を聞いていました。

○有福委員 2－8 ページのイです。新たな畜種の飼養を開始する場合とあるのですが、新たな畜種というのは、現実的には考えられないと思うのですが、これは何を意味するのかということです。

○島崎表示・規格課課長補佐 ホルスタイン種の牛を飼っている人が、新たにジャージー種の牛を飼う場合等を想定しているということです。

○有福委員 その場合は、他の畜種ではないんです。例えば牛を飼っている方が鶏を飼うとか、豚を飼うとか、畜種だったら想定するんですけども、ホルスからジャージに変えた場合は種族ですから、これは正確に言ったら族になって、ここには該当しないのではないかと思います。

○島崎表示・規格課課長補佐 ホルスタインを飼っている人がジャージーを入れる、あるいは違う畜種を入れるということを考えています。畜種という言葉が少し合わないのかもしれませんが、我々の考えているのは、そのことです。

○丸山部会長 畜種の言葉の問題につきましては、休憩後にもう一度検討したいと思います。

2 つ目の質問も修正に関する御意見かと思しますので、この項目を検討する際に、もう一度議論させていただきたいと思います。

○河道前委員 2－18 ページ、第 4 条の生産の方法についての基準の中に、新たにと殺という項目が入って、基準の 2 にと殺は云々という文章が入ってきているんですけども、これを新たに加えたのは、実際、具体的にこのような基準が必要だということで加えられたのでしょうか。

○島崎表示・規格課課長補佐 2－18 ページは新設になっていますが、現実には 2－17 ページの一般管理の項の 8 です。2－17 ページの下の方に 7、8、9 とありますが、8 のところにと殺の項があります。一般管理の項でと殺についてはということが明記されていたんですけども、一般管理の項でと殺を書くのはちょっと合わないのではないかと思います。ことから、こちらの項に項替えをし、「できる限り」というのを加えました。現状では緊張及び苦痛を最小限にとありますが、できる限り家畜または家きんの意識を喪失状態にし、というのは、現在もと畜場ではできる限りこうしなさいという規定はあるので、それも入れて、しかも、動物福祉の観点からもこういうことができればその方がいいということです。

私の知っている限りで、海外においては、例えば豚をと殺する前には炭酸ガスで眠らせてからと殺をするとか、そういうことが実際にやられていて、日本はそこまではしていないのかもしれませんが、できる限りそうしましょうということで、加えています。

○中嶋委員 同じ質問なのですが、やはりと殺で緊張及び苦痛を最小限にする方法というのは、具体的にどういうものかと思いました。

もう一つは、2-17 ページですが、土壌の劣化を招かない方法というのは、具体的にどういう方法をしているのですか。

○島崎表示・規格課課長補佐 と殺については、先ほどこっと御紹介をした豚の例が一番わかりやすいと思います。日本においての実態はそこまでいっていないと聞いております。

土壌の劣化についても、排泄物をそのまま放置したり、土壌にまいたりするのは、土壌そのものの汚染につながったりすると理解しておりまして、そこは工夫をして、排泄物についての管理もしっかりしてくださいということをここに書き込んだと考えていただいていいのではないかと考えています。

○阿部委員 私は牛の仕事をやっておりますので、実態をお話しますと、日本の場合、と畜場に入ってくると、最初にスタンニングといって、ピストルを撃ちます。ピストルの弾が飛ぶのではなくて、突起が出て、一瞬の間に気絶してしまいます。ほとんど苦痛はない状況でやられている。

豚については、言われたとおりの状況で、今でもその点では配慮されている。それをきちっとやろうということだとお考えになっていいのではないのでしょうか。

○村上委員 2-20 ページのメタン発酵消化液のところ、食用作物の可食部分に使用しないことというのは、畜産の基準ですから、これは牧草とか採草地のことを言っているのに、食用作物の可食部分になると、草本体のことを指すのでしょうか。

○島崎表示・規格課課長補佐 これは農産物の規格をそのまま転用してあるものです。有機農産物そのものも有機の餌として使うことは可能になっています。

○村上委員 採草地とか放牧地にこの消化液を散布できないことになりますが、それでよろしいでしょうか。

○島崎表示・規格課課長補佐 いわゆる牧草地にまけないというのは、行き過ぎの規定だと考えます。有機農産物の規定をそのまま引用しておりまして、それはあくまでも人間が食べるものについての規定でございます。これは有機農産物のコーデックスの基準をそのまま引用しているということですので、牧草地にまでまけないということについては、考慮しないといけないかもしれません。

○村上委員 そうだとすれば、食用作物の可食部分に使用しないことという、ただし書きを取り除くことは不可能でしょうか。

○丸山部会長 それは規格改正の部分に入りますので、休憩後のお話にします。ほかにはよろしいでしょうか。

(休 憩)

- 丸山部会長 次はこの規格案につきましての御意見を言っていただくことにします。2－3ページの「1. 定義の改正」の部分につきまして、御意見のある方はお願いします。確認ですが、平均採食量の定義は前回の定義と少し変わっていて、実数が把握できない場合は別表3の数値を使うと書いてあるので、実数が把握できる場合は別表3ではなく、自己計算でよいという定義になっているということによろしいのでしょうか。
- 島崎表示・規格課課長補佐 そのとおりです。現在、実数が把握できない場合という言葉はないので、平均採食量を使わざるを得なかったのですが、実際に把握できる人もいらっしゃると思いますので、把握できる方は実際の平均採食量を使用した方がいいだろうということで、こういう言葉を入れています。
- 丸山部会長 次に「2 生産の方法についての基準の改正」の「(1) 畜舎又は家きん舎」及び「(2) 野外の飼育場」いわゆる施設関係です。主な改正点は、2－3ページの(1)の3つの箇条書きです。湿度、換気の関係、突起物の規定、容積も必要だという部分です。それから、2－5ページの「(2) 野外の飼育場」に関しましては、立木、林でもいいということと、捕食者の侵入についての新規規定です。主な改正は、今の箇条書きの部分になります。あとは細かな文字の修正などになります。
- 米倉委員 2－4ページの上から3行目に、頑丈な構造であることという「頑丈」という2文字が入っていますが、この定義、特に頑丈が入った背景を御説明いただければありがたいと思います。
- 島崎表示・規格課課長補佐 畜舎において、動物がぶつかったりすることによって、ひびが入ったり、割れたり、その結果、突起物が出てきたりということがあると、けがをしやすい状況になるということが議論の背景にあったかと思っております。
- これぐらいの強度という数字はありませんので、認定機関さんの判断等にもその点はよろうかと思います。だから、ちょっと当たってすぐにひびが入る、あるいは突起物が出てしまうみたいな畜舎だと、そこは何らかの手を入れていただくこともあり得るかもしれません。
- 阿部委員 前段にある温度、湿度、風通しに関連して換気、しかも、条件がいい上に太陽光がしっかり入るといふ牛舎を想像しますと、頑丈という言葉は、外気温度を直接畜舎の温度に、例えばどんどん外の気温が上がって行って、夏のときには30℃を超えて32～33℃になったら、ダイレクトに牛舎の中もそれと同じような勢いで温度が上がってしまうとか、雨が降ったときには湿度が同じようになることをシャットアウトする。要するにある程度外の条件、温度とか湿度を遮断するような構造になると、例えばベニヤを何枚か重ねたような畜舎ではだめだということで、お読みいただけると思います。

そういうことになる、しっかりとした構造物でないとだめだ。建築基準法にのっとるかどうかわからないけれども、それに準ずるようなしっかりとした構造をもって、こういう条件を保障するという読み方になると私自身は思っております。

○丸山部会長 有福委員、家きん舎にも頑丈な構造というのがあるんですが、何か補足していただくようなことはございますか。

○有福委員 いかにしてコストを下げるかということで、確かに産業関係では1つのシステム化ができていますが、オーガニック、有機の世界においてはどうかとなった場合、平飼いが前提事項ですので、それほどコストをかけられない。ごくごく一般的な、どこでも見られるような鶏舎ということでよろしいかと思えます。

○米倉委員 登録認定機関で判断が分かれるというところが、一番気になっています。だから、頑丈というと、基礎はコンクリートでつくられて、重量鉄骨で組まれていて、すごい構造改善事業でお金が入って、どかんとしたハコモノみたいなものは嫌だと思っています。

○丸山部会長 判断にばらつきが生じるのではないかという懸念なのですが、事務局はいかがですか。

○島崎表示・規格課課長補佐 ほかの項目の判断についても、数字で表せる言葉の方が圧倒的に少ないので、規格の順守、登録認定機関との目合わせについては、有機という規格はそれが常に必要だとは考えています。

FAMIC の議論を経て「頑丈な」という言葉を使わせていただきましたのは、コーデックスの中にも同じような言葉が使われているということで、我々が FAMIC からいただいた案を精査するに当たっては、コーデックスとの整合性にかなり気を使ってやらせていただいております、コーデックスの言葉の中にも頑丈な構造というのがあるので、それを使わせていただきました。

○野々山委員 2－4 ページの 2 の（2）に引っかかるような認定事業者が出てくることはあるのでしょうか。引っかかることによって、かえってコストが高くついて、有機家畜を取り下げしてしまうのではないかという不安も考えました。

○島崎表示・規格課課長補佐 私もすべて見たわけではありませんが、現状、有機の畜産として認定されている方々を幾つか拝見させていただいて、これで引っかかるような事業者はいらっしゃらないと判断しているところです。

○丸山部会長 次は 2－7 ページ「（3）飼養の対象となる家畜又は家きん」です。既に 2－8 ページの真ん中から下の方のイ、畜種という言葉が適切かどうかという御意見が出ております。主な変更点ですが、家きんについては、ひなを購入できるということ。乳用牛や繁殖用雌牛、採卵、要するに肉用ではない家畜、家きんを肉用に転換する場合の条件を付けるということです。

○米倉委員 後ろの方の 2－41 ページに関係する付表が出ています。2－41 ページの右側の真ん中辺りに、卵を生産することを目的として飼養する家きんの場合は、18 週齢未

満であることと記載されていまして、これを日にちに直すと 126 日齢になると思うんですけれども、別添の机上配付資料の養鶏卵の一生のところで、126 日をこれに当てはめると、採卵開始の 3 週間ぐらい前の幼齢のものを導入できるという読み方ができると思います。18 週齢未満、ぎりぎりだと 17 週になるのかもしれませんが、ここまで大きくなったひなを導入して、2 週間半後には採卵が始まると思うのですが、ちょっと短過ぎるのではないかという感想を私は持っています。実際、生産現場で入雛される場合の幼齢なり日齢というのは、どれぐらいのものの群でお入れになっているのかお聞きしたいと思います。

- 島崎表示・規格課課長補佐 これは現行を変えていないところでございます。ぎりぎりで導入すると、確かにそこそこ大きな鶏になろうかと思いますが、ただ、卵を生産するまで有機的に飼養をする期間は決まっているので、それを経ないと、産み出しても有機卵と言えないことになります。ただ、現状、大きさ的には少し大き目だと我々も理解しているところですが、変更する理由は特になく考えまして、今回は変更していません。

コーデックスはこれほど細かい規定はありません。基本的には以前つくったときに、EU 規定に準拠している状況でございます。

- 有福委員 皆さんのお手元の絵をごらんになっていただければ、1 つの流れがございす。そして、そこに基準を当てはめれば、28 週齢以降とかそれを足していただければ、この絵というのは生きてくるのではないかと考えます

- 島崎表示・規格課課長補佐 実を言うと、現状は余りないのです。鶏を飼っていらっしゃる、畜産をやっている方は、現在、認定事業者ではたしか 3 つぐらいしかいないのです。入れている時期もややばらつきがあります。本当にぎりぎりまでのものを入れていらっしゃる方と、少し早目に入れていらっしゃる方がいますが、基本的には入れた後、6 週間は有機飼養しないと、産まれた卵は有機にならないということにしています。

- 丸山部会長 卵を産む直前であっても、基本的には転換の時期があるので、すぐには有機表示をすることは無理ですということだそうです。

それでは、2－8 ページ、新たな畜種の飼養を開始する場合につきまして、事務局の解釈は、乳用の牛に関して、ホルスタインだったものにジャージーを導入するといったことが具体的な事例というお話だったのですが、畜種という言葉が適切かということについて、それを支持する意見、またはこのままでいいという意見、御意見がありましたら、お願いいたします。結構専門的な話になってしまいます。

- 島崎表示・規格課課長補佐 用語の問題というよりも、我々の解釈そのものに問題があるのであれば御意見を承って、用語については、このままで問題ないのかどうかを再度我々の方で確認させていただきます。

○丸山部会長 家きんに関しては、今回、有機の親から産まれたものという規定を取り去って、購入が最初から前提ですと変更されておりますが、その点についても特に御意見はございませんか。

○米倉委員 自分のところで育雛はできるのですね。

○島崎表示・規格課課長補佐 その規定は残っていて、これまではそれがだめならこうしなさいのときに、また新たな規定が加わっていて、何倍以下でなければいけないという計算方法があって、これ以下でしか導入できないという規定がありました。

○丸山部会長 次に進みます。2－9 ページ、飼料、餌です。餌が2－9 ページから2－10 ページ、2－11 ページ、2－12 ページ、2－13 ページまであります。餌に関しましては、変更項目として箇条書きが2－9 ページの初めの方に6 つございます。

既に御意見として、4 つ目の入手困難な場合の経過措置を本則に入れるという部分について、反対の御表明があります。

○井岡委員 入手困難な場合とはということが書いてあるというのは、現在の供給が間に合っているのかどうかとか、そういうところをお聞きして判断したいと思います。

○島崎表示・規格課課長補佐 この後に餌の議論をしていただくことになっています。資料3の3－2 ページを見ていただいて、2の有期飼料の認定生産行程管理者数は64とありますが、一見すごく多いように見えますが、実を言うと、現実はいくらでもなくて、有機農産物の認定を取得する際に、農産物を餌として将来出すことがあるのではないかと想定の下に、一緒に認定を取っていらっしゃる方が相当いらっしゃるんです。現実問題は、有機の餌をおつくりになっていないところがほとんどかもしれません。

その下の有機飼料格付数量を見ていただいても、国内で有機 JAS マークの付いたものを生産するのは非常に少ない状態で、外国から入手をされていることが非常に多いというのが現実ではないかと思っています。結構高いお金を出して購入されているというのが、我々の調査でございます。

経過措置に置いておくのか、本則に入れるのかということになろうかと思えますけれども、基本的に規格というのは、5年に一度は必ず見直すという作業があります。5年間できれいに経過措置がなくなるほどの状態かどうかは判断が難しいこともあって、もしもこれが必要ないということであれば、5年後の規格のときに、再度ここを御議論いただければいいのではないかと判断しているということでございます。

○丸山部会長 議論するというのは、今回は本則に入れて、また戻すというお話ですか。

それとも経過措置のまま残して、また議論して本則に入れるかどうかということですか。

○島崎表示・規格課課長補佐 我々の提案はあくまでも本則に入れて、5年後に規定そのものが必要ないとか、有機で全部できるとなるか、あるいは割合を下げるということ、今15%認めているものを10%でいいのではないとか、議論があり得るかもしれないという意味です。

○有福委員 現行の経過措置の規定を削除し、本則に規定するのは、何となく不透明な感じを受けます。現状において規格中に規定するとなった場合、逆に規格を改正するに当たって、改正作業が必要となって、これが固定化していくわけですから、今の幅の広さを前提にとらえていた方が現実的ではないか。先ほど困難だというお話も出ましたけれども、科学的な面等々が絡み合って、この文言というのは経過措置でやっていただければと考えます。

○阿部委員 私は今の有福さんとは反対の意見で、本則の中に入れておいた方がいいと思います。その理由としては、有機畜産物の認定事業者は、現在8事業所だけです。農産物と比べると、その数は物すごく少ないです。皆さんすごく御苦労されていて、例えばメインの飼料であるトウモロコシというのは、オーガニックのコーンをアメリカから輸入している状況です。それから、干し草の場合もオーガニックのものを買ってやっている状況だということで、すごく御苦労されていることを、周辺のこれからやりたいという人がよく知っているわけです。だから、8つがこれからどんどん伸びていくかという、無理だろう。日本の中でオーガニックのコーンをどんどんつくって、それが輸入コーンと同じような価格になっていくというのは、ちょっと考えづらい。メインのトウモロコシを外国から輸入してやっているというのは、言い方は悪いですが、ちょっといびつな感じの有機畜産物の生産方法をとっているわけです。

コーデックスの中にも、これは地元産の飼料をつくって、使って、地域で循環型の農業をやっていく中に家畜を位置づけるという精神があるわけです。それがあつた時期からコーデックスでもなくなつて、そして、日本でもこういう状態です。

もっと有機畜産物を日本で生産してほしい。その壁になつてゐるのは、繰り返しますが、向こうから飼料を買つてこななければいけないという制約の中で御苦労されていて、それをクリアするのはなかなか大変だということで、手が出ないということだと思います。資料6の見直しの基準で、現状の有機畜産物の生産状況とか利用状況も考えながら、この規格を改正するんだということがございました。つまり8つを16とか20と誘導していくためには、飼料の基準を甘くすることではないのだけれども、有機畜産物の飼料が給与できるまでの期間に限り努力をしましょう。だけれども、その努力がなかなかうまくいかない場合には、しょうがない。そして、最低限15%、20%という中でオーガニックの生産をしていくことが必要ではないか。本則に入るといふのは、まさにできる限り努力をして、できない場合にはしょうがないからという精神が入っているのだと思います。

私は本則の中にこれを入れることはいいと思つております。

○河道前委員 有機農産物の本来的な考え方からすれば、地元のものを使って、地元で循環型の農業とか酪農業をするのが基本だと思います。そこに輸入品を使わないとつくりえない状況があるとすれば、それは有機と違つていくという懸念があります。

災害または輸入、もしくは輸送経路の途絶により入手が著しく困難と認められる場合というのを、例えば4に持ってくる。4を本文に持ってくるのは、基本的には賛成ではありませんけれども、どうしてもということであれば、4を5にする。ちょっとしたニュアンス的なものなのですが、そういうこともあっていいと思います。5をちゃんと理解して読んでないのですけれども、要するに5のような本当に緊急な事態ならいいと思います。ですから、無理して、ないものを外国から持ってきて有機として出すよりは、災害時とか5のようなケースだったらやむを得ないという意見です。

○村上委員 災害または輸入もしくは輸送経路の途絶によりと書いてあるということは、飼料は輸入することを前提にしていますと、ここで高らかにうたっているわけです。そうしないと、実際に有機の畜産物はできないということが前提でこの文章がつけられているので、飼料をつくるというのは日本国内でどこまでできるのか。どこまで海外から輸入した有機飼料と対抗できるようなものをつくれるのか。コストの問題がありますけれども、それを考えなければいけないのは事実ですが、やはり本文にこれを置いておくべきであろう。前提がそれだということを認めざるを得ないのが現状で、5年後に万が一輸入の有機飼料なんて要らないと言える状態に日本がなっていたら、その段階でこれを外せばいいだけのことだけなので、前提としてこれはきちっと本文に入れておくべき内容だと考えております。

○丸山部会長 ここで書いてあるのは、輸入有機と国産一般品という対抗図式とは限らないのですけれども、想定されるというか、先ほど阿部委員がおっしゃったのは、地域循環、地域の餌というところから、有機にできにくいものもここで読めるようになったらというお考えだと思います。

河道前委員も国産の飼料でやった方がいいのではないかというお話でした。ただし、それは緊急時に限った方がいいのではないかというお話でした。

○有福委員 コーデックスの基本理念の中で、万人により安心・安全なものを届けるということが第1項に書いてあるわけです。確かに国産でできれば一番理想ですけれども、残念なことに現実にはできません。コストがどれだけ高くなるか。

そして、我々のことを申し上げますと、今、オーガニックの飼料米をやろうとしております。ところが、今回のセシウム問題でどうなるかわかりません。これもリスクを背負いながらやっているわけです。

我々が今まで見て認定してきた卵であり、ブロイラー等々に関しまして、海外のトウモロコシを使わざるを得ないというのが実際です。ですから、アメリカだけではなくて、今は中国のものをより安定的に入手するために、リスクヘッジという形でやっております。それが現状だということをまず御理解いただきたい。

国産でトウモロコシが仮に北海道でできたとするならば、飼料にトウモロコシを回すということはほとんどございません。ですから、その辺もより現実の問題として考えていただきたいということを、これは声を大にしておかないと、今までは飼料工場から全

部認定しておりますので、その人たちが辞めたとなったとき、オーガニック飼料はなくなります。そうしますと、もっと被害が出てきますので、その辺を含めた議論を是非していただきたいということです。

- 丸山部会長 国産か輸入かという議論とここの有機か非有機かというのは、ちょっと話が違うことでして、ここの基準は、有機の飼料が手に入らない場合は、有機でないものをこの割合で使っても構わないということですから、一旦輸入か国産かという話とは離れて、非有機のものをある一定の割合で使えるかどうかというところに、議論の焦点を当てたいと思います。

恐らく皆さんのほぼ共通した意見としては、これはやむを得ないから、使わざるを得ないでしょう。ただし、それを本則に入れるのか、原則としては有機で経過措置で認めるようにするかという2つの意見になっているかと思います。どの委員の方も100%有機ではできないということについては共通していると思います。その違いだけだと私は思っております。

- 加藤委員 本則に入れるという判断をした理由を、もう少し詳しくお教えいただけますでしょうか。

- 島崎表示・規格課課長補佐 当分の間という言葉ではなくて、頑張って入手をしていただきます。それが可能になるまでは、このパーセンテージで有機を使ってもいいですという言葉になっているかと思います。

また、現実の有機事業者の方々の実態をかんがみて、御苦労されている方が圧倒的に多い状態の中で、本則に入れておくのが一旦はいいのではないかという判断をしたということです。

しかも、当分の間という言葉がどこまでいいのかはわかりませんが、常にいつなくなるかわからないみたいなもの、当然5年後にはもう一回議論がありますので、そのときになくなる可能性がゼロではないのですけれども、ここで入れて努力義務を課して、できるだけ有機のものを入れてください、でも、だめならやむを得ないでしょうという書きぶりを本則に書くのが良いのではないかという判断をしているということです。

- 丸山部会長 無条件でOKではなく、努力義務として必要量の有機畜産飼料が給与できるようになるまでの期間に限りという条件付きで、本則にしているというのが事務局の見解だと思います。

- 有福委員 入手が困難な場合、困難というのは価格的なことを含むという事務局の説明がございましたが、価格というのはどこまで言うのか。説明がございましたが、我々が現実に入手しているわけです。そして、配合飼料までつくって供給しているわけです。それを認定しているわけです。ですから、困難と言うには値しないと思っております。困難ではなくて、生産者たちの努力が足りないと理解しております。これは小さい、大きいは関係ございません。問題なのは、入手できるのか、できないのか、それが日本の有機を育てる意味においては一番大切な点ではないかと思っております。

○中嶋委員 私としては規格の中に入れた方がいいのではないかという気持ちでは来たのですが、いろいろな御意見を聞き、悩んでいるところです。

○田丸委員 事務局の意見を聞いていまして、5年後にまた考える余地があるということを書いていらっしゃると思いますので、私は、今回はこれでいいのではないかと考えています。

○野々山委員 先ほどから有機飼料の入手が困難と言っていますが、有機飼料自体は、普通の飼料を輸入するのと、コスト等も含めまして、どれぐらい違うか。そもそも何でそんなに困難なのかという現状を把握していないので、そこを伺ってから意見を出そうと思いました。

○仲谷委員 畜産の有機規格ができましたときに、皆さん難儀されるだろうと思いました。確かに皆さん努力してやられているのですが、飼料の問題というのは、非常に大きな課題になってくると思っております。

ただ、畜産物の JAS 有機規格ですから、海外においてもこの規格で認定されることになれば、果たして今の私たちが議論している内容が、海外の一般的な水準と比べてどうかということも一方では見ておかなければならないのではないかと。消費者の側からすると、国産云々の議論は別にしまして、そのものが有機肥育されたものかという基準で見られると思いますので、その点を少し議論しておく必要があるのではないかと思います。本当に努力されていると思います。

○井岡委員 まだ努力が足りないとおっしゃったのですが、現実、価格面が上がってもいいかとなると、消費者としては悩むというか、購入が難しくなることも考えると、ここを残して5年後にもう一度という気持ちに傾いております。

○島崎表示・規格課課長補佐 明確な数字を持ち合わせていないのですがけれども、関東近辺で乳牛を生産されている方に話を聞きましたが、相当な価格差を言われていた記憶があります。3倍から5倍だったのではないかと思います。

日本でも実際に放牧だけでやっていらっしゃる方もいて、全く購入なしという方もいらっしゃいますが、今、言ったような状況の方、自分のところだけではなかなか難しい、ほかの支援などを得てやっている方もいらっしゃる。

一方、乳牛の方は、自分のところで一生懸命有機の餌の栽培をされているのですが、その方も実際に有機のデントコーンの栽培をして、収量がなかなか上がらないということで、相当の苦勞をされたという話を聞きました。北海道でも御苦勞された上で、すべてはそれで賄い切れないので、海外から購入する必要がありますというお話を伺っているところです。

我々も有機としてどんどん広げればいいのか、どんどん緩めればいいのかということになってしまうのですが、それは有機としてどこまで認められるのかということや常に考えておかないといけない。コーデックスの規格基準をベースにして考えるということや常にやっております、そこには 15%、20%の根拠の数字がありますので、それをそのまま踏襲させていただいた。コーデックスの中にも根拠の数字があるために、規

格の中に盛り込んでも、特に海外から非難されることもないという判断をして、これを入れております。

○有福委員 現実に我々が認定しているところの価格差というのは、通常価格の2～2.5倍でございます。そして、現在3か所の酪農家が認定事業者でございますけれども、その方々から質問がきているのは、牛体が傷んでいる。すなわち、濃厚飼料を与えないことによって、牛体が痛み毛羽立ってきているという問い合わせがきております。それで、餌をどこかで購入できないだろうか。第1回目に認定した乳牛の生産者、あと最近認定を受けられた生産者から現実に問い合わせがきているということを申し伝えておきます。

○丸山部会長 今、おっしゃった2～2.5倍の価格差があつて、有福委員が御存じの事業者さんは、それは入手困難ではないということで、高い飼料を買っているということですか。

○有福委員 はい。完全配合飼料です。

○丸山部会長 牧草などはいかがですか。あまり牧草は使われていないのですね。

○有福委員 牧草をやっている生産者から問い合わせがきて、栄養バランスが崩れて牛体が傷んでいる。それと、セシウムの問題で、あるところはどうしても放牧ができない。それに対してどうすればいいんだろうかという問いは現実にきています。

○丸山部会長 それはここにおける入手困難とか、非有機の飼料給与に関しては、どういう結論になるのでしょうか。

○有福委員 アメリカにしろ、中国にしろ、オーガニック飼料、オーガニックトウモロコシというのは数が限定されておりますので、我々が提携しているところがまとめてアメリカ側、中国側と年間契約を結んでいるわけです。ですから、急に言われても餌が入らないのは事実なのです。中国では、4種混合の飼料がつくられ、アメリカでは、単体、トウモロコシのみの状態です。事前に相談を受けましたら、対応できるのではないかと考えておりますので、入手困難というのはいり得ない、生産者の努力が足りないとはっきり申し伝えておきます。

○丸山部会長 そうしますと、事務局案としては、実態を踏まえ本則に入れるのだけれども、ただ入れるのではなくて、努力義務を課しましたということで、これはコーデックスとも整合性がとれていますというのが事務局の意見です。

それに対して、入手困難な場合の考え方が整理されていない。ある方は入手困難だと言い、ある方は努力が足りないという判断になる。このばらつきがあるということなのですが、入手困難な場合の考え方は別として、非有機の飼料は使わざるを得ないというところについては、皆さん御同意ということによろしいのでしょうか。

○加藤委員 先ほどコーデックスというお話があつたのですが、コーデックスは転換期間中の場合にこれらを認めているのではないですか。

○丸山部会長 転換期間中の家畜というのはありません。

- 加藤委員 そうではなくて、転換期間中の有機畜産物ということではなくて、転換期間の間の餌として認めているのではなかったかと思います。
- 島崎表示・規格課課長補佐 コーデックスの数字を使ったのは、すべての家畜のシステムにおいては、本ガイドラインの要求に従い生産された飼料に由来する餌を 100%使いなさいというのが基本です。転換期間の間というのは、家畜の転換期間の間ということですか。
- 加藤委員 転換期間の間は、80%以上ないし 85%以上が有機畜産用飼料ということをコーデックスは定義づけていますね。
- 島崎表示・規格課課長補佐 そうです。
- 加藤委員 そうすると、この場合はその逆をとっていますから、こういう餌をあげることができるのは、コーデックスの場合、転換期間に限定しているのではないかと理解してきたのです。
- 島崎表示・規格課課長補佐 それはおっしゃるとおりかもしれません。だから、我々はそこを少し広げていると言えるかもしれません。ただ、80%と 85%という数字を使って、今まで経過措置にしていたところであり、転換期間の餌については別途のところで規定してあるのを、今回は経過措置として置いておかないで、努力義務を課して、一歩進んだ形にしています。今までは当分の間はいいと言っていたのを、努力した結果、最低これでいいですという書きぶりに変えたということです。ですから、コーデックスがそのままきちっと合っているかという、そこの部分は若干ずれていると言えるかもしれません。
- 加藤委員 そうだとすれば、実質的には同じように見えますし、基本的に経過措置の場合も本則に入った場合も、実質的には両方活用できるということでしょうから、輸入しれないという意見とは違いますけれども、経過措置にとどめておく方が適切だと思います。
- 島崎表示・規格課課長補佐 ここで御審議をいただいているので、皆さんでこうあるべきだろうということになると、我々としては、その審議を踏まえた検討をしないといけないと思っています。我々としては、これまでに踏まえた議論を経て、これで特に問題ないだろうということで載せておりますが、勿論ここでの御議論を尊重したことにしたと考えていますから、それは皆さんの御意見を言うていただければいいのではないかと考えております。
- 丸山部会長 そうしましたら、この件は一旦この辺で議論をやめまして、ほかの部分を全部済ませた後に、再度ここへ戻りたいと思います。

2-13 ページ「(5) 健康管理」です。健康管理は箇条書きで3つございます。先ほど御質問のあった部分ですが、迅速に治療をする旨を明確にする。それから、動物用医薬品はいきなり抗生物質ではなく、段階的に使っていこうということ。生産の促進を目的とする物質の投与の禁止を明確にする。主な変更は以上の3点になります。次に、2

－15 ページ「（６）一般管理」になります。主な変更点は４つです。家きんにつきましては、先ほどありましたように、鳥インフルエンザ等の対応策から十分な広さを有する家きん舎であれば、野外に出さなくてもいいのではないかと思います。それから、悪天候という条件を追加する。排泄物の土壌劣化を招かない方法。と殺を移管する。４項目目は特に変更ではないと思います。

○加藤委員 ２－17 ページの排泄物の処理に関わる点なのですが、ここに土壌の劣化を招かないということを新たに加えたことについては、私は賛成ですし、とてもいいことだと思います。更に加えて、家畜排泄物の養分として再利用していくということについて言及することは困難でしょうか。現在、有機農産物の規格の方では、家畜排泄物の利用を非常に重要視しております。有機畜産物の排泄物はなかなか手に入らなくて、一般のものを使っているのが実情ですが、是非有機農産物の生産と連携をした中で、有機畜産物の排泄物が有効活用されていくことはとてもよいことだと思いますし、何らかの格好でそういうことを奨励していくような規格にはならないものかということが意見でございます。きのこの規格の中に廃ほだの再利用とかそういうことがありますね。似たような意味合いで考えていただければと思います。必ずしも有機農産物用ということではございません。

○米倉委員 加藤委員がおっしゃったことは今の６の項目のところに、地力増進等の文言で、農地への還元、活用を入れれば明確になるのではないかと思います。

○島崎表示・規格課課長補佐 現在、その内容を規格に盛り込むことは困難だと考えております。廃ほだとはちょっと違って、実際に鶏糞などを皆さんが有効利用している例はたくさん見てきていますが、それをここに書き込むと、やらなければならないということになるので、今の畜産事業者がどれぐらいの割合でそれをやっていたいているのかも把握しておりませんし、書き込むことによって、その方たちが認定事業者ではなくなる可能性もあるので、実態を全く把握しないまま規格に盛り込むことは困難だと思います。

○米倉委員 有機をおやりになっている畜産農家さんではないのですけれども、仕事柄いろいろ回る関係がありまして、コンベンショナルの酪農家で、頭数は結構絞っておられるのですが、牧草地も結構持っておられるんです。ただ、自分で耕作を放棄されていて、乾草と配合も非常に高い割合で輸入に依存されている。農地はいっぱいあるのです。もともと開拓酪農で入られていますから、農地はある。家畜排泄物なので、屋根のかかった堆肥舎、下はコンクリートの堆肥盤の上で相当量出てくるのです。出てくるのですが、ずっとストックできないので、外に出さないといけない。耕畜の連携ができていけませんので、一番堆肥舎に近い農地にどんどん捨てておられる。その農地の土壌診断をすると、向こう 100 年ぐらいの有効態リン酸がたっぷりたまっている。土壌の肥沃度が高いというよりは、もう太り過ぎてしまって土壌が劣化しているような状況があるのです。掘っても土が出てこないで、家畜の排泄物の腐熟した層ばかりが出てくるという

事例を私は幾つか見えています。土壌の劣化を防ぐ意味からも、そんなところにストックしないで、循環系の中でほかに御利用いただけたところにうまく循環していった方がいいと思いますし、水質汚染も防げるのではないかと考えております。そういう農家さんは結構あると思います。先ほどの話に戻ってしまうのですが、有機の畜産で認定をお受けになっている8事業者の方が、自分の草地を持ちながら、トラクターを使えないとか、飼育頭数が増えていて、デントコーンなどをつくる環境はあるんだけど、労力的に嫌だという人がもしいらっしゃれば、先ほどの輸入に依存しているというのは論外だと思っています。今のことはあくまでも慣行の畜産の話です。

○丸山部会長 一応事務局の説明のとおり、方向性としては考えられるけれども、今回の規格に入れるには調査が足りないということで、将来的に検討するという方向で願うことにしたいと思います。

○米倉委員 2-17ページの表の一番下の10、先ほども1回議論になったかと思うのですが、接触させないという管理ですが、先ほどどなたかの委員の場合、有機の畜産をおやりになっている方は、有機と慣行を同時にやっておられなくて、有機だけだから、こういうコンタミはないという御説明だったかと思います。

今の8事業者の方がそういう形であれば全く問題ないと思いますが、牛などは標識で個体管理ができますけれども、鶏、家きんなどは群で飼っていて、恐らくこちらの群は有機で飼っていて、こちらの群は転換中とか、一緒に運動場などで遊んでしまった場合、混在して分けられなくなる。個体管理ができないのでフェンスか何かで仕切って、体は触れてもいいのだけれども、群が混ざらないようなことが必要ではないかと考えております。

○島崎表示・規格課課長補佐 認定の技術的基準というものが整理をされていまして、畜産物の認定事業者になる場合には、この認定の技術的基準を守らなければいけないということがあります。当然のことながら、その中には群ごとの識別などもきちっとできていなければいけませんという記載があって、それが守られていないと認定事業者になりませんので、そこでは押さえられているということです。

一般的に家きんの場合、我々が見た中でも、家きん舎ごとに大体管理をされていて、群ごとにされているので、有機と非有機の家きんが一緒に同じところで歩き回ることはまずないと思っていただいていいかと思います。

○丸山部会長 次に2-17ページの(7)です。先ほどちょっと触れましたが「(7)と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理」です。いわゆる農場後の話です。そこにおける変更点です。

ここの変更点は箇条書きで4つありますが、まずと殺に関する基準の移行。これはよろしいかと思うのですが、そのと殺の方法が2番目。それから、有害動植物防除の目的で使用可能な薬剤、これは施設で使用する薬剤です。これは有機加工食品の施設のもの

と同じなのですが、引用ではなく、直接同じものを書く。2－18 ページにいきまして、解体後に使える資材に関しまして、オゾンを追加する。以上の4項目になります。

最後に2－20 ページです。資材の関係ですが、これまで議論していない部分の資材としまして、別表1や別表2、これらは有機農産物の別表をそのまま適用しているというお話でした。

1件、メタン発酵消化液の食用作物の可食部分に使用しないこと、これについて御意見が出ておりますが、それ以外の部分で御意見がありましたら、2－20 ページ、2－21 ページの部分でお願いいたします。

○村上委員 植物及びその残さ由来の資材のところで、建築廃材というのが一緒くたになっているようなのですが、建築廃材だからといって、すべてが全部だめということではないような気がします。例えば古民家ですとか、カヤぶきの屋根があるならば、それを使うことに何ら問題はないような気がするのですが、もう少し丁寧な建築廃材の表現方法はないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○丸山部会長 今回の御意見は、建築廃材といっても、例えば薬剤処理されていないものがあるのではないかという御意見ですが、これはそのように読めるのでしょうか。「又は薬剤処理に由来する」というのは「又は」は関係しないで、建築廃材は一切禁止ということになるのでしょうか。

○村上委員 点があるから、多分建築廃材はだめということだと思います。その他の資材として、接着剤加工剤、薬剤処理に由来するものを除くということだと思います。

○島崎表示・規格課課長補佐 おっしゃるとおりです。建築廃材は除かれます。古民家、カヤぶきの家などは想定しておりませんで、これらをさかのぼって、そういうものであるかどうかを確認するのは、不可能だと思っておりますので、おおむねこの項を入れて問題ないのではないかと考えています。

○丸山部会長 提案なのですが、別表1と別表2に関しましては、先ほど御提案のあった食用作物の可食部分に使用しないことの記載を除き、明日の有機農産物の議論に委ね、それを転用するということがいかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○丸山部会長 それでは、最後に食用作物の可食部分に使用しないことですが、先ほど御意見がありましたが、それに関して事務局で何かありますか。

○島崎表示・規格課課長補佐 確かに畜産物の規格の中で、食用作物の可食部分というのは、若干違和感があると考えました。その部分については、事務局側で再度検討させていただければと思います。

○丸山部会長 以上で2－21 ページまでいったことになりますが、全体を通して、今まで御意見が言えなかったけれども、個別の項目でも、全体の項目でも結構ですので、広く全般にわたって御意見がある方はお願いしたいと思います。

○仲谷委員 全体にはこういうことだと思いますが、区分管理というところは、あえて省かなければならない理由というのはどこにあるのだろうかと思います。

例えば有機農産物でもあれだけドリフトの問題が出たり、コンタミの問題が出たりということですので、趣旨としては違う項目として入っているのかもわかりませんが、そういう基本的なところを規格の中で整備しておくことも必要ではないかと思います。

○丸山部会長 それは残しましょうという、修正どおりまではいかないのですか。

○仲谷委員 接触というのは判断が難しいですから、そこは違う言葉になってくるのかもわかりません。

○丸山部会長 例えば先ほどあった混入を防ぐといった意味合いで明記すればよいということですか。

○仲谷委員 はい。

○野々山委員 本当に根底のことで申し訳ないのですが、2－22 ページに関してですが、家きんの中で「鶏、うずら、あひる及びかも」と書いてありますが、それ以外の鳥、例えば七面鳥などは2－41 ページに関しての肉を生産することを目的として飼養する家きんとしての扱いと考えていいのでしょうか。

○島崎表示・規格課課長補佐 ここで言う家きんは、ここに定義してあるものだけに限ることです。広げればいっぱいあります。極端なことをいうと、ダチョウだとか、ダチョウの卵などもあります。現状、日本における有機畜産物としては、これで十分というか、これも実際にあるのは鶏だけなので、現状はこれで十分だと考えております。

○丸山部会長 これは平成 17 年に初めて規格ができたときに、家きんの対象を吟味して、とりあえず日本の実態を踏まえてこのようになったということで、今回は変更なしということになります。

○野々山委員 食生活がこれからまた変わっていくと思いますが、それに応じて種類なども変わっていくことを望んでおります。

○河道前委員 先ほど議論にあった入手困難な場合の件ですけれども、コーデックスに準じているという内容が最低限満たされていればいいかと思います。

○田丸委員 2－3 ページに動物用医薬品とありますね。薬事法というものがありまして、ここでは医薬品であって、ビタミンとか無機塩類以外のものを言うところなのですが、動物たちにとってビタミンというのはどういうものなのでしょう。効用的にいうと、人間でいえばビタミンはすごい必要というか、塩分も量の限界がありますね。動物の場合はどうなのかということです。

○丸山部会長 ビタミンやミネラルの摂取について、家畜の場合はどのように重要性があるかという御質問ですが、阿部委員、答えていただいてもよろしいでしょうか。

○阿部委員 人間と基本的には全く同じだとお考えになっていいと思います。家畜の飼養標準というか、飼い方の中には、このぐらいの年齢でこのぐらいの体重のときには、こ

のぐらいのビタミン、ミネラルが必要だということが明記されていますので、それを守ることになると思います。

○中嶋委員 仲谷委員がお話されたことと同じところですが、2－17ページの接触という言葉が使われているところで、私も接触という言葉ではなくても、何かそれらしい言葉で入れておいた方がいいと思っています。その方が普通よりも有機というものがいいものという感じがするので、そういう工夫がされているものだという感覚があると思うからです。

○丸山部会長 例えば有機で飼養している家畜は、識別をしっかりとっているとかね。

○中嶋委員 区別がされていることが明記されていた方が、イメージ的かもしれないですけども、いいものというか、大事に育ったものという感じがしました。

○丸山部会長 識別をしっかりとするというのですが、先ほどの御説明では、認定の技術基準でそれは当然のこととして要求されているということです。

○中嶋委員 そうだと思ったのですが、個人的なイメージとしてそういうふうに思いました。

○丸山部会長 今回は規格上そこをあえて入れるということではなくてよろしいですか。

○中嶋委員 はい。

○加藤委員 先ほどのメタン発酵消化液の件ですが、畜産の規格にあまり似つかわしくない言葉、食用作物の問題なのですが、食用作物というものと飼料用作物というのは明確に法律で定義づけられていますので、この言葉から牧草に使ってはならない意味は出てこないと思います。一方、メタン発酵消化液における食用作物の可食部分の問題というのは、いわゆる病原微生物の問題だとかさまざまな問題を考慮されてのことだと思いますので、私はここに入れておいても特に差し支えはないと思います。

○丸山部会長 入れても入れなくても、実態は同じということですね。

○加藤委員 重要な問題ですので、むしろ残しておいた方がいいのではないかと思います。

○有福委員 これはお願いですけども、と殺のところで、行政当局からと場の場長に対して、有機畜産のと場の部分に関する条項について、通達とまではいかなくても結構ですので、何らかの形で書類を出していただきたい。

我々独自の基準で、過去に一度豚の認定を北海道で行っております。恵庭にございますと場の場長と打ち合わせをいたしまして、全部説明をして、今度は初めて下達していくわけです。あの世界は下達の世界でございますし、日本文化のある面では負の材料があるわけですから、我々認定機関だけですと責任が余りにも重過ぎます。ですから、行政当局の方で、何らかの形で書類を出していただければ、審査、検査が大変やりやすくなると思います。

○丸山部会長 例えば昔の有機農産物の方で、空中散布について配慮をなさいとか、ああいう感じの意味ですか。

○有福委員 そうです。

- 丸山部会長 今回の規格のこととは別ですが、事務局としては可能ですか。
- 島崎表示・規格課課長補佐 今、部会長が言ったように、規格とは全く別問題なので、それはお伝えするぐらいのことになろうかと思います。
- 阿部委員 今日は議論の焦点にはなかったのですが、やはり大きな改革点の1つは動物福祉について新しい項目がいろいろ出てきた。それは2－4ページ、2－5ページにあるわけですが、例えば環境について湿度を考慮したり、木立を利用したりということがあります。

ヨーロッパでは有機農畜産物の商品というのは、そんなに右肩上がりに伸びていないけれども、いわゆる5つの家畜の要求を守るという動物福祉についての考え方はどんどん広がってきて、それを日本で言う六次産業的なところまで広めていって、有機畜産物ではなくて、動物福祉の対象になった畜産物が伸びている状況がある中で、この部分が日本の規格の改正の中に強く盛り込まれているというのは、1つ大切なことだと思います。

それから、この中に入っていることとのポイントの1つは、これがつくられた5年前には、家畜、家きんの暑熱感作、要するに暑熱によって非常にダメージを受けることはそんなになかった。ところが、御存じのように、このごろでは、牛、鶏が暑さによって何千、何万という形で死ぬような状態になるわけで、これにきちっとフィットさせるというのが、それこそ動物福祉の要件であると思いますが、そういうことがちゃんと含まれている。

言いたいことは、それをどういうところで皆さんにお示しするか。この中には書けませんけれども、例えば記者レクとか、これを農水省のホームページに出すときに、今度の改定のポイントは何だというときに、今、私が言ったようなことをアピールすることがとても大切ではないかと感じます。

- 丸山部会長 それでは、議論はまとめに入りたいと思うのですが、事務局案に関しまして、議論をしてほしい部分として、2－8ページにありました畜種という言葉などは御検討いただく。

それから、先ほどありましたメタン発酵消化液の部分については、入れるべき、再検討すべきという議論を踏まえて、御検討いただく。

最後に残りました2－11ページについては、課長からお願いします。

- 光吉表示・規格課長 附則にするか、本則にするかということで活発な御議論、一番大きいテーマだったように思っております。

勿論今日は部会でございますので、一番大事なことは、それぞれの専門家の方々に専門的なお立場、それぞれの御高見をお聞かせいただくということでございますから、物事の決定は、御案内のとおり、総会で行います。そこでは、場合によっては手挙げの議決でということもありますけれども、今日は両方の御意見がある中で、無理やり御議決いただくことではないと思います。むしろ、総会で両方の意見があったことを部会長に

御報告いただいて、我々事務局は事務局で今日の御議論も踏まえて、最終的にどう総会に御相談するかということをもう一度整理してみたいと思います。同じかもしれませんが、変わるかもしれませんが、整理をしなければいけない。その上で総会で御議論いただくという整理ではいかがでしょうか。

○丸山部会長 今回の課長のまとめで、ここで決をとるということではなく、更に事務局で適切な書きぶりを検討するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○丸山部会長 そうしましたら、有機畜産物の日本農林規格に関しましては、事務局提案で、今、出ました意見を踏まえまして、総会へ提案するという事で御同意いただけますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○丸山部会長 それでは、資料２の有機畜産物の方は終わります。

有機飼料の日本農林規格の改定案

○丸山部会長 続きまして、有機飼料の日本農林規格、資料３になります。

○島崎表示・規格課課長補佐 それでは、資料３の有機飼料について御説明をします。

（配布資料３について説明）

○丸山部会長 議論に入る前に、この規格に関しまして、今の御説明でよくわからなかった部分、質問がありましたら、お願いいたします。特になければ、議論に入りたいと思います。

まず提案ですが、３－６ページ、３－７ページにつきましては、有機加工食品の農林規格をそのまま適用しているということで、施設内で使用する薬剤になりますので、もし御同意いただけるのであれば、明日の議論に準拠するという事でいかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○丸山部会長 それでは、そのとおりにさせていただきます。

残りの１、２、３、改正部分は非常に少ないのですが、定義及び生産方法のうち、貝殻を追加すること、転換中の表示をやりやすくするという事、以上の点またその他の点について御意見があればお願いいたします。特になければ、簡単ですけども、先ほどの別表は明日に委ねるとして、それ以外の部分につきましては、事務局の提案どおり、総会へ出すということで御同意いただけますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○丸山部会長 それでは、そのようなことで、御審議いただいたということにさせていただきます。

以上２項目が終わりましたけれども、最後に畜産物及び飼料に関しまして、御意見等がございましたら、お願いいたします。

○阿部委員 私、明日の会議に出られないものですから、ここでお話をしておきたいと思うのですが、先ほどの有機畜産物の議論にもありましたけれども、オーガニックの飼料というのが日本になかなかない。それで困っているということの関連ですが、明日議論される有機農産物から加工食品をつくる過程で出てくる、いわゆるオーガニックな食品製造残さとオーガニックな畜産農家とのマッチングは、表示・規格課のお仕事ではないかもしれません。あるいは畜産振興課のお仕事かもしれませんが、畜産振興課と表示・規格課が連携しながら、マッチングしながら、使える素材を増やしていくという努力がこれから必要だと感じております。

○丸山部会長 有機畜産物の日本農林規格と有機飼料の日本農林規格に関しましては、以上で審議を終わらせていただきます。明日もまた有機農産物と加工食品の審議がありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局にお返しします。

○箴島上席表示・規格専門官 事務局でございます。

本日は熱心な御審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

今後の手続等を説明させていただきますと、明日の有機農産物の審議の結果に準拠する部分がございますけれども、それを除きますと、今日御議論いただきましたものにつきまして、議事録、議事概要をつくらせていただきます。それにつきまして、まず御意見をいただきまして、それは農水省のホームページで公表する形になってまいります。

それから、先ほど課長の光吉が申しましたように、私どもとしまして、今日いただいた皆様方の御意見を踏まえまして、もう一度、案について検討させていただきまして、今度はパブリックコメントを求めまして、総会に諮っていくという手続をとらせていただきたいと思います。

それでは、本日の「農林物資規格調査会部会」はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。